公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０５号
釧路市鳥取北９丁目18番６号　光栄ハイツ101号
債務者　生天目勝義
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１１４号
釧路市桜ケ岡５丁目１番16号
債務者　白戸　　忍（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１１９号
釧路市入江町８番12号　パーク・ハイツ石井ＮＯ２―103号
債務者　伊藤　悦子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１２３号
釧路市新橋大通８丁目２番1510号　シャルムサンライト1510号室
債務者　池田　弘枝
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１３０号
北海道川上郡弟子屈町川湯温泉５丁目３番12―２号
債務者　後藤　節子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第７７０３号
東京都中野区丸山２丁目20―３―504
債務者　伊部　良行（旧姓樺沢）
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７７７号
東京都葛飾区東堀切３丁目21―２
債務者　松永　政利
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７７８号
東京都葛飾区東堀切３丁目21―２
債務者　松永　里美
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７７９号
東京都渋谷区本町３丁目25―６―101
債務者　岡田真由美
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７８０号
東京都中野区沼袋３丁目７―２―102
債務者　相川裕美子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７８３号
神奈川県横浜市青葉区元石川町3713―１―101
債務者　大川　洋一
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７８９号
東京都練馬区豊玉上１丁目13―８―101
債務者　長井　　敢
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７９４号
東京都葛飾区白鳥４丁目２―14―705
債務者　濱野　裕子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７７９５号
東京都江戸川区平井４丁目12―18
債務者　林　　弘二
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７８０９号
東京都豊島区北大塚３―27―16―402、住民票上の住所東京都北区滝野川６丁目64―13
債務者　阿久津一久
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部